

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

出産までの定期検診費用と医療費控除

Q：私の妻は妊娠中です。出産費用は医療費控除の対象になるとのことですが、出産までの定期検診や検査などの費用も医療費控除の対象になりますか。

A：出産に係る定期検診の費用は、医療費控除の対象になります。

【解説】

医療費控除の対象になる出産費用とは、入院から退院までの間の分娩費用だけに限られるものではありません。出産までの定期検診や検査などの費用はもちろんのこと、通院費についても医療費控除の対象になりますので、領収書のない通院費用は、家計簿に記入しておくとか、メモをとっておいた方がよいでしょう。

妊娠後の定期検診などは、診断だけで治療が行われることはありません。そのため、一般の健康診断と同じようなものだから医療費控除の対象にならないのではないかと考えられます。

しかし、出産前に妊婦の受ける定期検診などは単なる健康診断ではなく、医師の診療行為の一環として行われているものですから、医療費控除の対象になります。

なお、妊娠から出産までの期間が年をまたがる場合は、それぞれの年に支払った金額ごとに医療費控除の対象になります。

